

令和元年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			令和元年度	平成30年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.24	20	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
連結実質赤字比率	18.24	30	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
実質公債費比率	25 (18%以上が許可団体)	35	11.5 (健全範囲)	12.6 (健全範囲)	-1.1	平成18年度の宮守エリアケーブルテレビ拡張事業に係る合併特例事業債の一部や平成25年度の「遠野の元気創造基金」への積立てに係る過疎対策事業債の元利償還が終了したことなどにより元利償還金の額が約2億1,300万円減少したことや木質バイオマスエネルギー活用推進事業の債務負担が約2億円あった平成28年度が算定外となったことが大きな要因として挙げられる。
将来負担比率	350		81.2 (健全範囲)	75.6 (健全範囲)	5.6	プライマリーバランスの黒字化堅持により一般会計における令和元年度末地方債残高が約1,900万円減少したが、遠野東工業団地整備に係る市債残高が約8億3,000万円増加したことや公債費に充当可能な基金が減少したことが大きな要因として挙げられる。
資金不足比率	遠野東工業団地整備 事業特別会計	10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	水道事業会計	10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	下水道事業会計	10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
計画の策定	[財政健全化計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	[財政再生計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		

2 健全化判断比率等の対象範囲

- (1) 実質赤字比率 一般会計等（普通会計）に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (2) 連結実質赤字比率 全会計に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (3) 実質公債費比率 借入金の返済額の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (4) 将来負担比率 借入金残高や債務負担行為に基づく支出予定額など、現在抱えている負債の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (5) 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものの

健全化判断比率等の対象範囲

健全化法の会計区分	遠野市の会計区分	指標の適用範囲			
○一般会計等	○普通会計 一般会計 ケーブルテレビ事業	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
○公営事業会計	○特別会計 国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療				
○公営企業会計	○法適用企業 水道事業 下水道事業 ○法非適用企業 遠野東工業団地整備事業	↑ 資金不足 ↓			
一部事務組合・広域連合 ※注1					
地方公社・第三セクター ※注2					

注1) 一部事務組合・広域連合は、「岩手県市町村総合事務組合」「岩手中部広域行政組合」「岩手県後期高齢者医療広域連合」が対象

注2) 第三セクターは、市が出資する法人で損失債務補償負担の伴う法人